

資料番号	古文書名	標題	年代	差出・作成者	宛所	原・写・案	形状	数量	寸法 (cm)	欠損状況	一括状況	裏書・端裏書・包紙上書など	説明・注記	主題
1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	宗門御改帳　摂州島下郡太田村	文久3.3.-	太田村百姓代佐太郎（印）・年寄与左衛門（印）・同断文五郎（印）ほか1名／計6か寺	長柄御役所	原	縦帳	1冊	25.5×17.7				太田村本郷分 日蓮宗1寺（檀家1軒2人）・浄土真宗（西）5寺（檀家63軒302人）の2部構成、それぞれ寺と村役人から別個に長柄役所宛翌年用の付箋多数貼付 後世の表紙に糊付	戸口
2	摂津国島下郡太田村寺川家文書	宗門御改帳　摂州島下郡太田村	元治（2）.3.-	太田村百姓代佐太郎（印）・年寄与左衛門（印）・同断文五郎（印）ほか1名／計6か寺	長柄御役所	原	縦帳	1冊	25.0×17.4	虫損小			太田村本郷分 表紙年号（元治1）は誤り 日蓮宗1寺（檀家1軒1人）・浄土真宗（西）5寺（檀家63軒301人） 翌年用の付箋多数貼付 後世の表紙に糊付	戸口
3	摂津国島下郡太田村寺川家文書	宗門御改帳　摂州島下郡太田村	元治1.3.-	太田村百姓代佐太郎（印）・年寄与左衛門（印）・同断文五郎（印）ほか1名／計6か寺	長柄御役所	原	縦帳	1冊	24.8×17.5	虫損中			太田村本郷分 日蓮宗1寺（檀家1軒1人）・浄土真宗（西）5寺（檀家63軒311人） 翌年用の付箋多数貼付 後世の表紙に糊付	戸口
6-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（男物着物7点書上げ）	〔近世〕.-.-	—	—	原	切紙	1点	15.7×34.7		6の丁間に挟む		盗難品か	雑
6-2	摂津国島下郡太田村寺川家文書	乍恐書付を御届奉申上候（太田村4組田方干損につき）		〔太田村四組庄屋・年寄〕	—	案	切紙	1通	15.2×40.2		6の丁間に挟む			災害
6-3	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔寺川長兵衛記名紙片〕	〔近世〕.-.-	—	—	原	切紙	1点	15.8×10.6		6の丁間に挟む		反古か	雑
7-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（太田村3か寺宝物裏書の写）	〔近世〕.-.-	太田村安楽寺、大田村之内上野村西福寺、同夙村称念寺	—	写	切紙	1通	18.0×45.7		表紙袋綴じ内に挟む			寺社
8	摂津国島下郡太田村寺川家文書	寺社御改付込帳　松平豊前守知行所摂津国島下郡太田村・同国菟原郡稗田村・同断新在家村（氏神拝殿屋根替普請願いにつき写し差上げ）	（文化6.1.-）	太田村庄屋長兵衛・年寄与左衛門	御奉行様	写	縦帳	1冊	24.6×17.4				表紙は7と同様に元禄5年10月付だが、太田村氏神の項を写し、修復の証拠として提出したもの 後世の表紙に糊付	寺社

9	摂津国島下郡太田村寺川家文書	寺院御改并二願覚書帳　大田村寺川清秀	宝暦4.2.24 （～同.閏2.21）	〔寺川清秀〕	—	原	縦帳	1冊	24.8×17.5	虫損小			太田村安楽寺修復につき 田安役所・大坂町奉行所との折衝記録 後世の表紙に糊付	寺社
9-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔年貢銀等算用覚〕	〔近世〕.-.-	—	—	原	切紙	1点	23.6×14.0 （最大）	破損小	表紙袋綴じ内に挟む			金融
11	摂津国島下郡太田村寺川家文書	寺社境内書上写　太田村	寛政2.5.-	太田村庄屋彦右衛門・年寄長兵衛・同断藤右衛門	田安御役所	写	縦帳	1冊	24.8×17.3				太田村本郷分 内容について各所に注記 後世の表紙に糊付	寺社
12	摂津国島下郡太田村寺川家文書	寺社并境内書上帳　摂州島下郡太田村	寛政2.5.-	太田村庄屋彦右衛門・年寄長兵衛・同断藤右衛門	田安御役所	案	縦帳	1冊	24.7×17.3				太田村本郷分 表題の并に丸を付け、安楽寺屋敷を除地から年貢地に変更、75に先行する 後世の表紙に糊付	寺社
13	摂津国島下郡太田村寺川家文書	氏神社地書上写并不動書上写　太田村	寛政2.4.-	太田村庄屋彦右衛門・年寄長兵衛・同断藤右衛門	田安御役所	写	縦帳	1冊	23.9×17.0			（写2通の書出し）「乍恐口上」	氏神社地が除地であると返答、地蔵堂の有無問合せにつき石不動を紹介 後世の表紙に糊付	寺社
14	摂津国島下郡太田村寺川家文書	寺社取調書上ケ帳　摂州島下郡太田村	慶応4.6.-	—	—	写	縦帳	1冊	24.4×17.1				太田村本郷分 氏神につき小社・祠・石造物まで詳細に記載 後世の表紙に糊付	寺社
16	摂津国島下郡太田村寺川家文書	茨木小間物屋平右衛門殿質入田地控へ	明和8.12.-／安永1.12.-	太田村長兵衛、大田村兵助、同村治兵衛ほか4名	茨木小間物屋平右衛門殿	案／写	縦帳	1冊	25.0×17.8		明和8年12月の案文の後に安永1年12月の写を綴じる	（書出し）「相渡し申家屋舗・田畑之事」「預り申銀子之事」「小作請負証文之事」	4・5丁は2枚重ねで綴じる 大田村長兵衛が家屋敷・田畑を茨木村小間物屋平右衛門へ2回質入れ 安永1年12月は同9年12月を訂正したもの、最末文書は未訂正で9年のまま 後世の表紙に糊付	金融 土地
17	摂津国島下郡太田村寺川家文書	神田名前帳　太田村	天明5.1.-	—	—	写	縦帳	1冊	23.7×16.8	虫損中			田畑19筆分、合計1町8畝8歩、高12石1斗8升5合 このほか3筆合計3反は、請米として計4石4斗7升、別に1筆あり（高記載なし） 後世の表紙に糊付	土地
20	摂津国島下郡太田村寺川家文書	松平越中守定信公御案文	天明7.-.-／寛政3.10.5写	[書写]太田村寺川長兵衛	—	写	縦帳	1冊	25.0×18.2			（内題）「申聞候書附」	寛政の改革に関するもの。松平定信は天明7～寛政5年に老中 後世の表紙に糊付	雑